

# こんにちは 山田耕平 です

2018.11.22 No.317

このニュースへのご感想  
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺2-2-11

TEL 090-9973-0941

ホームページ

http://yamadakohei.jp



## 杉並区議会第四回定例で一般質問①

# 消費増税の影響は深刻 区民生活を守れ

11月16日から杉並区議会第四回定例会が開会し、11月20日には一般質問に立ちました。



消費増税の区民生活への影響、高齢者福祉（介護保険制度改悪と執行率の低さ）、井荻駅北側エレベーター、補助132号線問題について、区の姿勢を質しました。

## 10年間で区内商店は半減

調査年	事業所
2004年	4,496
2014年	2,468

※東京都商業統計より

消費増税の質問では、10年間で区内商店等がほぼ半減し（上表）2028事業所も減少している実態を示し、家計の消費支出の落ち込みが商店にも深刻な打撃を与えていることを明らかにしました。

## 商店100軒以上に聞き取り調査 消費増税延期・反対が78%

党区議団が実施している区内商店を対象とした消費税に関する聞き取り調査（20日時点で128軒から聞き取り）の結果も示し、8%増税後に売り上げが減少した商店が53.9%にも及び「増税後、減少した売り上げが元に戻らない」等の切実な声を紹介。10%増税については、83.6%の商店が「影響がある」（※「かなり影響がある」も含める）と回答しており、消費増税が区内商店に深刻な影響を与えている実態を告発しました。

さらに、消費税10%増税については、延期・

## 区内商店への聞き取り調査結果

消費税10%増税した場合、業績に与える影響について

	回答	%
かなり影響がある	39	30.5
影響がある	68	53.1
影響はない	6	4.7
わからない	13	10.2
無回答	2	1.6

消費税10%増税の来年度実施

	回答	%
実施すべき	9	7.0
延期すべき	21	16.4
増税に反対	79	61.7
わからない	17	13.3
無回答	2	1.6

反対の声が78%にも上つていることを指摘。質問では、少なくとも来年10月からの消費税10%増税を中止するよう杉並区が国に求めるべきと迫りました。

## 区民生活を守る立場を

しかし、区は8%増税による買い控え等による影響を認めながら「状況を注視する」と答弁。住民や区内商店の切実な声に背を向ける姿勢を示しました。

この間、田中区長は「消費税増税を含む社会保障と税の一体改革は（中略）避けて通れない道筋」としており、政府の消費税増税を擁護してきました。一方、社会保障は充実どころか、年金は削減、医療費の窓口負担は増加、介護保険の利用料は上げられるなど、負担増が押し付けられています。

杉並区が区民生活、中小業者の営業を守る立場に立つよう、引き続き強く求めます。

# 井荻駅北側エレベーター故障復旧へ

## 都の財政支援も含めた要請が実現

一般質問では、井荻駅北側エレベーター故障の早期復旧を求めました。当該箇所では、8月27日に発生した集中豪雨により、浸水被害が発生しました。



井荻駅北側エレベーター

このエレベーターは都が所管するものの、区が維持管理を担うこととなっており、多額の修理費に加え、再発防止に向けた浸水対策や修理部品調達等に時間がかかる等の課題があり、当初、年内復旧の見通しも困難であるとの状況も示されていきました（週刊ニュース311号に詳細）。

当該個所のエレベーターは、井荻駅周辺の南北を繋ぐ通路に設置されており、近隣住民への影響は極めて深刻です。特に、高齢者や障害者、車椅子やベビーカー等の南北交通にも重大な影響を及ぼしています

## 年内にエレベーターを再開と答弁

党区議団は、杉並区に対して早期復旧を要請すると共に、第三回定例会決算特別委員会でも取り上げ、東京都との協議を進めるよう求めてきました。エレベーターを所管する東京都に対しては、区への財政支援も含めて杉並区との協議を進めるよう申し入れも実施しました。



原田都議と都に要請。

この間、東京都に対しても要請を続け、進捗状況の聞き取りを行なってきましたが、都の担当所管からは、

- ・ 東京都が財政的な支援を行なう。
- ・ 年内復旧に向けて区と工事業者と協議をする。
- ・ 業者とエレベーター部品確保に向けて調整中。

との回答を受けました。

改めて、区に対して早期復旧を求めたところ、年内再開の方針が示されました。数カ月間に亘り、当該地域の南北交通に重大な影響を及ぼす問題が改善されます。引き続き、住民の声を区政に届けるために頑張ります。

## 党区議団の条例提案を審査

### 国保料負担軽減に向けて条例可決を！

11月26日の保健福祉委員会にて党区議団が提案した「国保料負担軽減条例」が審査されます。

本条例が実現すれば、多子世帯の保険料負担が一部軽減されます。この間、二回の議会で継続審査となっていました。この間、二回の議会で継続審査となっていました。改めて審査される予定です。国保料負担軽減の実現に向けて、議会論戦に力を尽くします。

自治体名	対象	軽減内容
東京都昭島市	18歳以下の加入者が2人以上の世帯	18歳以下のうち2人目の均等割額を半額、3人目以降を9割軽減
東京都東大和市	18歳以下(高校生世代以下)の加入者が3人以上の世帯	3人目以降の均等割額を無料化
東京都清瀬市	前年所得が300万円以下の世帯で、18歳未満の子が2人以上の世帯	第2子以降の均等割額を最大で5割軽減
神奈川県横浜市	19歳未満(前年12/31時点)の被保険者が就労期日に同一世帯に1人以上(主国保に限)	①16歳未満1人につき330,000円 ②16歳以上19歳未満1人につき120,000円 主の基準所得金額①②を控除し所得割保険料を算出
埼玉県富士見市	前年の世帯所得が400万円以下で、22歳以下が3人以上の世帯	第3子以降の均等割額を免除
埼玉県ふじみ野市	賦課年度の3/31に18歳未満が3人以上世帯の新規世帯	18歳未満の3人目以降の均等割額
兵庫県赤穂市	高校生までの子ども3人以上を養育している世帯	均等割額を3人目は1/2減額、4人目以降は免除
福岡県北九州市	前年の世帯所得が300万円以下で、所得割が賦課され、18歳未満の子を2人以上扶養	18歳未満の子を2人目から1人につき、最高33万円に所得割額を乗じて得た額を所得割額から減額
宮城県仙台市	4/1時点で18歳未満又は4/2以降に出生した被保険者がいる世帯	対象者の均等割額の3割相当額を減免
神奈川県川崎市	前年12/31現在①18歳未満、又は②16歳以上19歳未満の被保険者がいる世帯	賦課基準額から一定額を控除して所得割額を算出。又は①16歳以上19歳未満の被保険者がいる世帯の均等割額を12万円×世帯人数の割を控除
埼玉県陽明市	18歳未満の第3子以降	対象者の均等割額から、前年度16,000円、後年度13,000円を、H30～H32年度まで減免

他の自治体でも負担軽減を実施

・ 高齢者福祉 ・ 都市計画道路：補助132号線問題  
については、次号のニュースに掲載します。

## 育メン日誌

### 保育園申請の緊張

認可保育園の入園申請の時期です。入園を求める保護者にとって、緊張と共に精神的にも負担がかかる時期です。入園出来ず、復職出来なかった場合、家庭の行く末にも大きな影響を受けることとなります。かくいう我が家も、娘の入園申請をしたところで、私も多くの保護者と同様、不安を抱える一人です。

この問題は、2011年に私が区議会に初当選した最初の一般質問で、待機児童や認可保育所の増設を求めて以降、執念を持って取り組んできた課題です。当時、保育に関わる質問をする議員は非常に珍しく、区の答弁も大変不十分なものでしたが…数年経過し、保育待機児童は社会問題に。杉並区でも認可保育所の増設は加速しています。保育の質の確保など、様々な課題も発生していますが、多くの家庭が何の心配も無く認可保育園に入園出来るよう、引き続き、頑張らなくては！